

多治見市立北陵中学校「いじめ防止基本方針」

1、いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条（定義）

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりうるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校及び職員の責務

生徒に関わる全ての職員が、「いじめは人として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たる。

また、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。」と認識した上で、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2、いじめ防止のための取組

(1) 本年度の重点

- 学級経営を基盤に「関わり合う・助け合う」ことを芯とした仲間意識の向上（所属感の向上）に努める。
- 教科経営において、整然とした授業規律（時間厳守・私語なし・聞く姿勢等）の確立に努めるとともに、「できた！わかった！」を実感できる授業づくりに努める。
- ハピポカ活動を中心に「思いやり」の心を育むとともに、「個性」「個人差」を認め合える集団作りに努める。
- 北陵 MSJ（MSJ リーダーズ活動）を推進し、地域や他者のために貢献することで、自己有用感の向上に努める。
- 報告・連携・相談を徹底し、保護者とともに指導の見届けに努める。

(2) 防止のために

学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての生徒に「いじめは人として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切であると考ええる。

自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことに努める。

全ての生徒が安心でき、自己肯定感を感じ、自尊感情が高まる学校生活づくりに努める。

- ①学級経営では、一人一役の係活動をやりきらせることを支援し、やりきることによる成就感や達成感を味わわせるとともに、級友とのつながりや学級での所属感を確かなものにしていく。
- ②学級経営では、行事を通して「なりたい自分」や「目指す学級集団」をもたせ、級友と共有しつつ、みんなで達成できるような道筋を支援援助していくことに努める。
- ③教科経営では、どの教科においても授業規律を整然とさせ、「できた！わかった！」を味わうことのできる授業づくりに努めることで、安心感と自己肯定感を生み出す。
- ④教科道徳を核として、全教育活動を通じ道徳教育の充実を図り、自他の生命を大切にする思いやりの心を育て、他者と関わることで自己表現力をつけることに努める。
- ⑤学校の教育目標である「助け合って」を意識し、「ハピポカ活動」を中心に、生徒が自主的に仲間の良さに気づき、個性や個人差を認め合う心の育成や自己肯定感の向上を支援する。
- ⑥北陵 MSJ（MSJ リーダーズ活動）に積極的に取り組ませることで、生徒一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめ防止のために教職員研修、生徒には情報モラル教育の視点に立った授業、保護者には啓発活動を行う。

⑧職員の学級経営力、教科経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う。

⑨いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等への説明をする。

(3) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①いじめ防止に関すること。

②いじめの早期発見に関する（アンケート調査、教育相談等）こと。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

⑤年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

⑥構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

3、いじめの早期発見に向けた取組

(1) 「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、生徒相互の関係性、持ち物等の変化）

(2) 変化がみられる生徒が見つかった場合は、情報を報告・共有して問題の早期解決を図る。

(3) 生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

・アンケート調査 6月、9月、12月、2月の市および県におけるいじめアンケート

・4月スタート1か月後、夏休み明け後、その他適宜に実施する心の健康調査

(4) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。

・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）

・いじめ相談窓口の設置（学級担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーターや教育相談主任が原則的な窓口となるが、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」という心構えて、全職員で対応に当たる。また、ほほえみ相談員、スクール相談員の紹介なども薦める。）

・市教育相談室、東濃子ども相談センター等、関係機関の相談窓口を紹介する。

・「子供SOS24」「教育相談ほほえみダイヤル」等の電話相談窓口を紹介する。

4、いじめ問題発生時の対応

いじめの発見・訴えを受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに事実確認や情報収集を組織的に行う。事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、今後の指導方針と見通しを決定する。

また、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えけるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた生徒、いじめた生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・いじめを察知した場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、すみやかに事実の確認など必要な措置を講ずる。併せて、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任に報告を行い、事実の共有を行うと共に「いじめ防止対策委員会」を開催して組織的対応を行う。ケースによっては、SC・S相・SSWなどの参加を要請する。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応する。

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら、速やかに、かつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護

者への助言や指導の見届けの協力等を継続的に行う。

- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。なおかつ、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害（自殺の企図、身体への障がい、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること（不登校の定義を踏まえ30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合は次の対処を行う。また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合も次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨と生徒の様子や対応状況等を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生防止に資するため、多治見市教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査や指導、ケア、見届け等の方途や保護者や外部機関との連携に対して、いじめ防止対策委員会を中心に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合は、文部科学省の「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針の改定について（平成26年7月1日26文科初第416号）」を参照し、多治見市教育委員会等の指導・助言の下、亡くなった生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちにも十分配慮しながら、経過の検証・再発防止策を講ずることを目指し行う。

5、学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。

6、資料の保存期間

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査結果報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。